

# 大阪市立海老江東小学校P T A規約

昭和23年2月制定  
平成 6年5月改正  
平成19年3月改正  
平成24年5月改正  
平成28年1月改正  
令和元年5月改正  
令和3年3月改正

## 第1章 名 称

第1条 この会は、大阪市立海老江東小学校P T A（昭和23年5月15日設立）という。

2 この会は、事務所を大阪市立海老江東小学校（大阪市福島区海老江1丁目6番19号）に置く。

## 第2章 目 的

第2条 この会は、父母と職員とが協力して家庭と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- (1) 会員の成人教育並びに地域活動を盛んにするとともに、同和問題をはじめ人権問題について正しい理解を深める。
- (2) 家庭と学校および社会との緊密な連携によって在学青少年の福祉を増進する。
- (3) 家庭と学校と社会における教育環境をよくする。

## 第3章 方 針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体および機関と協力する。

- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者は推薦しない。
- (4) 学校の教育方針、および人事ならびに管理に干渉しない。

## **第4章 会 員**

第5条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。

- (1) この学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
- (2) 学校の職員

第6条 この会の会員はすべて会費を納める義務を有する。

## **第5章 経 理**

第7条 この会の経費は会費をもってする。

第8条 この会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の会費は1児童につき、年間5000円とする。

第10条 この会の経理は、会計監査を経て会員に報告されなければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

## **第6章 役員とその選挙**

第12条 (1) この会の役員は、次のとおりとする。

- ① 会長 1名 父または母
- ② 副会長 若干名
- ③ 書記 若干名
- ④ 会計 若干名

(2) 役員は、男女いずれか一方に片寄ってはならない。

(3) 役員は他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。

第13条 (1) 役員の任期は、1年とする。ただし再選は妨げない。

(2) 役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。

第14条 役員の選挙および就任は、次のとおり行われる。

(1) 役員候補者指名委員会（以下指名委員会という）を次の方法によって構成する。

ア. 父母の中から次のいずれかの方法により選出する。

各学級の父母は互選により2名の学級代表を選出し、学級代表は互選により4名を選出する。

イ. 先生の中から互選により2名の指名委員を選出する。

ウ. 実行委員の中から互選により1名を選出する。

(2) 指名委員は、役員および会計監査委員長の候補者になることができない。

(3) 指名委員会は各役員別に候補者をあげ、役員選挙の7日前までに全会員に知らせる。

(4) 総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができる。

(5) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その指名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。

(6) 役員は年度初めの総会において承認を受ける。なお、対立候補のある場合は出席した会員の無記名投票により多数で選挙される。

(7) 役員は5月1日より就任する。

## 第7章 役員の資格とその任務

第15条 会員で公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員になることができる。

第16条 会長は次の職務を行う。

(1) この会を代表し会務を総括する。

(2) 他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員会および特別委員会（役員候補者指名委員会を除く）の委員長を委嘱する。

(3) 総会および実行委員会を招集する。

(4) 各委員会（指名委員会および監査委員会を除く）に出席して意見を述べることができる。

(5) この会の資産を管理する。

第17条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。

第18条 書記は次の職務を行う。

(1) 総会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

(2) 記録、通信、その他の書類を保管する。

(3) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第19条 会計は次の職務を行う。

(1) 総会の決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。

(2) 予算の立案に協力する。

(3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。

(4) 会計監査を受け、会員に報告する。

第20条 会長に欠員を生じたときは副会長の中から、会長以外の役員に欠員を生じたときは実行委員の中から、実行委員会の議決を経て就任する。任期は前任者の残任期間とする。

## **第8章 会計監査委員会**

第21条 (1) この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。

(2) 会計監査委員会には、委員長の外 委員を置く。

第22条 (1) 会計監査委員長の選挙および就任は第14条に準じて行う。

(2) 会計監査委員長は、他の委員を選任する。

第23条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し年間2回以上全会員にその結果を報告する。

第24条 会計監査委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第25条 会計監査委員長は必要に応じ役員会、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

## **第9章 総 会**

第26条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。なお、「会員数」とは、「児童数」とみなす。

第27条 総会の定足数は、全会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第28条 実行委員会が必要と認めるとき、または全会員の3分の1以上の要求があったときは、会長はいつでも総会を招集する。

第29条 総会は年1回以上開催する。

第30条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

## **第10章 実行委員会**

第31条 実行委員会は、この会の役員、各委員会の委員長、および校長、教頭等をもって構成される。

ただし、各委員会の副委員長を加えることができる。

第32条 実行委員会の任務は次のとおりである。

- (1) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (2) 総会に提出する議案を調整する。
- (3) 必要のあるときは、特別委員会を設ける。

第33条 (1) 実行委員会は、年5回定例会を開催することを原則とする。

(2) 実行委員会の定足数は委員の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

## **第11章 常置・会員活動部および特別活動部**

第34条 この会の活動に必要な事項について、調査研究、立案および実施するために次の常置活動部、会員活動部を設け、必要な委員会を置く。

- (1) 常置活動部
  - ア. 広報委員会
  - イ. 成人教育委員会
  - ウ. 保健・給食委員会
  - エ. 体育・厚生委員会
  - オ. 人権啓発活動委員会
- (2) 会員活動部
  - ア. 学級委員会
  - イ. 地域委員会

第35条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは、特別活動部を設け必要な委員会を置くことができる。

第36条 特別委員会は、その任務が終わるとともに自動的に解散

する。

第37条 委員は委員長の選定に基づき、実行委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第38条 各委員長および委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第39条 常置活動部の委員会の任務および活動は次の通りとする。

(1) 広報委員会

- ア. 会員に対して情報を伝達する。
- イ. 地域社会に対して、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るよう努める。

(2) 成人教育委員会

- ア. 会員の教養と知識を高めるため学習活動を推進する。
- イ. 地域における社会教育の推進に協力する。

(3) 保健・給食委員会

- ア. 学校給食が十分な効果をあげるように努める。
- イ. 児童の健康増進をはかり、会員の保健衛生に対する理解を深めるように努める。
- ウ. 養護教育の推進に協力する。

(4) 体育・厚生委員会

- ア. 会員の健康増進と体力の向上をはかる。
- イ. 会員のスポーツ、レクリエーション活動を推進する。

(5) 人権啓発活動委員会

- ア. 全会員を対象にした同和教育等、人権問題学習会の企画、立案、運営を行う。
- イ. 単位PTAでの人権学習活動を促進するため、単位PTAにおける指導的立場にある人たちに対する研修事業を推進する。

ウ. 日常的、継続的な人権啓発事業としての広報活動に努める。

エ. 地域における関係諸機関との連携をはかる。

第40条 会員活動部の委員会の任務および活動は次の通りとする。

(1) 学級委員会

ア. 父母と先生との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆる PTA 活動の基盤となるよう努める。

イ. 教育環境がより好ましくなるよう努める。

(2) 地域委員会

ア. 地域における在学青少年の交通安全、環境浄化、非行化防止に努め、会員の意識を高める。

イ. 地域における会員の連携と親睦をはかり、相互の連絡が円滑に行われるよう努める。

ウ. 地域の他の PTA と連絡と協調をはかる。

エ. 地域の諸団体、機関との連携をはかる。

オ. 地域社会の環境をよくするよう努める。

第41条 校長は、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第42条 各委員会は、その事業の計画、実施にあたって、実行委員会にはからなければならない。

## 第12章 改 正

第43条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし改正案は、総会の少なくとも7日前にその内容を全会員に知らせておかなければならぬ。